

東近江圏域地域医療構想調整事務局会議設置要領（案）

（設置）

第1条 東近江圏域地域医療構想調整会議のもとに東近江圏域地域医療構想調整事務局会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次の事項について協議する。

- （1）病床の機能分化・連携に向けた取組に関する事
- （2）地域包括ケアシステムの構築に関する事
- （3）目指すべき医療提供体制を実現する施策に関する事
- （4）その他、会議が必要と認める事項に関する事

（組織）

第3条 会議は、次の各号に掲げる機関の関係者で組織する。

- （1）近江八幡市
- （2）東近江市
- （3）日野町
- （4）竜王町
- （5）東近江介護サービス事業者協議会
- （6）東近江圏域介護支援専門員連絡協議会
- （7）訪問看護ステーション連絡協議会第4地区支部
- （8）地域から医療福祉を考える東近江懇話会
- （9）滋賀県東近江保健所
- （10）その他、特に必要と認められる者

（議長）

第4条 会議に議長をおく。

- 2 議長は、東近江保健所が務めるものとする。

（会議）

第5条 会議は、保健所長が招集する。

- 2 必要と認める時は、会議に他機関等の出席を求め、意見を聴取することができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、滋賀県東近江保健所が処理する。

（補足）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

東近江圏域地域医療構想調整事務局会議設置要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">東近江圏域地域医療構想調整事務局会議設置要領</p> <p>(設置) 第1条 東近江圏域地域医療構想調整会議のもとに東近江圏域地域医療構想調整事務局会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項) 第2条 会議は、次の事項について協議する。 (1) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること (2) 地域包括ケアシステムの構築に関すること (3) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること (4) その他、会議が必要と認める事項に関すること</p> <p>(組織) 第3条 会議は、次の各号に掲げる機関の関係者で組織する。 (1) 近江八幡市 (2) 東近江市 (3) 日野町 (4) 竜王町 (5) <u>東近江介護サービス事業者協議会</u> (6) <u>東近江圏域介護支援専門員連絡協議会</u> (7) <u>訪問看護ステーション連絡協議会第4地区支部</u> (8) <u>地域から医療福祉を考える東近江懇話会</u> (9) <u>滋賀県東近江保健所</u> (10) <u>その他、特に必要と認められる者</u></p> <p>(議長) 第4条 会議に議長をおく。 2 議長は、東近江保健所が務めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">東近江圏域地域医療構想調整事務局会議設置要領</p> <p>(設置) 第1条 東近江圏域地域医療構想調整会議のもとに東近江圏域地域医療構想調整事務局会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項) 第2条 会議は、次の事項について協議する。 (1) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること (2) 地域包括ケアシステムの構築に関すること (3) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること (4) その他、会議が必要と認める事項に関すること</p> <p>(組織) 第3条 会議は、次の各号に掲げる機関の関係者で組織する。 (1) 近江八幡市 (2) 東近江市 (3) 日野町 (4) 竜王町 (5) 滋賀県東近江保健所 (6) その他、特に必要と認められる者</p> <p>(議長) 第4条 会議に議長をおく。 2 議長は、東近江保健所が務めるものとする。</p>

(会議)

第5条 会議は、保健所長が招集する。

2 必要と認める時は、会議に他機関等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、滋賀県東近江保健所が処理する。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

(会議)

第5条 会議は、保健所長が招集する。

2 必要と認める時は、会議に他機関等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、滋賀県東近江保健所が処理する。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。